



高齢者・介護

高齢者福祉

➔ 主な高齢者福祉サービス

問 本 高齢者福祉課 🏠 福祉係

※各サービスの詳しい内容については、お問い合わせください。
※費用負担については変更になる場合があります。

サービスの名称	内容等
緊急時通報システム	65歳以上の単身者などが、自宅において、急病や事故などの緊急事態が発生した場合に、専用の通報装置を使い民間受信センターを経由して埼玉東部消防組合消防局指令室に通報するシステムです。また、民間受信センターの看護師等による健康相談や安否確認も行います。 費用負担 市民税課税世帯 【固定型】利用料 年額3,600円、撤去費用 負担なし 【携帯型】利用料 年額9,936円、撤去費用 1,650円 市民税非課税世帯 【固定型】利用料および撤去費用 負担なし 【携帯型】利用料 年額6,336円、撤去費用 1,650円 生活保護世帯 【固定型】利用料および撤去費用 負担なし 【携帯型】利用料および撤去費用 負担なし ※携帯型：固定電話回線をお持ちでない場合 ※電話の通話料は別途自己負担となります。
配食サービス	65歳以上の方および身体障害者手帳1～3級、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方のみで構成する世帯または単身世帯で、日常的に調理が困難な方に、栄養のバランスを考えたお弁当(昼食)を自宅に配達しながら安否を確認します。 利用回数 月～土曜日で週6回まで ※12月29日～1月3日は休み 費用負担 1食300円
寝具乾燥消毒等サービス	65歳以上で、寝たきりの状態またはこれに準ずる状態の方、18歳以上で身体障害者手帳1級・2級の交付を受けている方で寝たきりの状態またはこれに準ずる状態の方に、寝具の乾燥消毒や水洗いを行います。 利用回数 乾燥消毒…月1回(水洗いの月は除く) / 水洗い…年2回 費用負担 乾燥消毒…418円 / 水洗い…957円
高齢者日常生活用具購入費助成	65歳以上の単身者(生活保護を受けている世帯または市民税非課税世帯)に、心身の機能低下により防火等の配慮が必要な場合、電磁調理器、火災警報器、自動消火器の購入費の一部を助成します(用具の種目により限度額があります)。 費用負担 生活保護を受けている世帯…負担なし 市民税非課税世帯…購入費の1割負担
家族介護用品支給	市民税非課税世帯で要介護度3～5と認定され、在宅において家族の介護を受けている65歳以上の方に、月6,300円を限度として介護用品を支給します。要介護3については、認定調査票における「排尿」または「排便」の項目において「介助」または「見守り等」などに該当している方に限ります。 支給品目 紙おむつ、尿取りパッド、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプー、シーツ
訪問理容サービス	在宅で、寝たきりまたはこれに準ずる状態にあり、理容店へ行くことが困難なおおむね65歳以上の方または身体障害者手帳1級・2級の方の自宅に、理容師が訪問して調髪等を行います。 利用回数 年4枚まで利用券を交付 費用負担 1回当たり2,000円

次ページに続く ➔





サービスの名称	内容等
偕楽荘 ショートステイ	おおむね65歳以上の要介護または要支援に該当しない方で、家族の病気や冠婚葬祭などの理由で家庭で養護できないときや、一人暮らしの方を一時的に養護する必要があるときに利用できます。 費用負担 1日1,900円 生活保護世帯…負担なし 利用回数 1か月6日以内 ※食材料費は別途実費負担です。
いきいき デイサービス	おおむね65歳以上で、介護保険の要介護または要支援に該当しない方で介護予防が必要な方を対象に、健康チェック、健康体操、給食、趣味活動等を行います。 利用回数・利用時間 週1回・10時～15時 費用負担 給食代1食300円
徘徊高齢者・ 障がい者 探索システム	認知症により家に戻れなくなるおそれのある高齢者や18歳以上で療育手帳の交付を受けている方などの家族に、携帯端末を貸与します。本人が行方不明になったとき、おおよその居場所をお知らせするとともに、家族の要請を受けた緊急対応員が急行し一時保護します。 費用負担 加入料金等…1,144円 基本使用料…月額750円
徘徊高齢者・ 障がい者見守り オレンジシール	家に戻れなくなるおそれがあり、認知症・高次脳機能障がいと診断された方、または18歳以上で療育手帳の交付を受けている方などを対象に、外出先で警察に保護されたときにシールの登録番号から本人を特定できるオレンジ色のシールを配布します。 費用負担 なし
県社協あんしん サポートねっと 利用料助成	65歳以上の方や、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で、一人暮らしに不安がある方に、久喜市社会福祉協議会の生活支援員が金銭管理等のお手伝いをします。市はその利用料の一部を助成します。 助成金 ①福祉サービス利用援助 1回当たり400円助成(月4回まで) ②日常的金銭管理(社会福祉協議会で通帳を預かる場合または契約に基づいた代理により手続きを行う場合) 1回当たり800円助成(月4回まで) ③日常的金銭管理(②以外) 1回当たり400円助成(月4回まで) ④書類預かりサービス 年間基本料2,000円助成

➔ 高齢者向け予防接種

問 答 予防接種室

予防接種の内容は以下のとおりです。このほか、特例による経過措置の予防接種を行うことがあります。詳しくは、毎年3月頃に発行する「久喜市保健事業日程表」または市ホームページをご覧ください。

※予防接種の内容は変更する場合があります。

種類	対象年齢・接種回数	費用
高齢者 インフルエンザ	接種日に65歳以上で接種を希望する方または60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がいのある方(身体障害者手帳1級相当の方)で接種を希望する方 各年度1回接種(秋冬)	自己負担金 1,500円※1
高齢者肺炎球菌	(定期接種)接種日に65歳の方、または60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がいのある方(身体障害者手帳1級相当の方)で、どちらも過去に高齢者肺炎球菌ワクチンの予防接種を受けたことがない方 1回接種	自己負担金 3,000円※1
	(任意接種)接種日に65歳以上で、過去に高齢者肺炎球菌ワクチンの予防接種を受けたことがない方または過去に自費で受けた接種から5年以上経過している方 1回接種	自己負担金 5,000円※1
新型コロナ ウイルス	接種日に65歳以上の方、60歳以上65歳未満で基礎疾患のある方(高齢者インフルエンザと同様) 各年度1回(秋冬)※2	調整中※2 (令和6年1月時点)

※1 生活保護受給者、中国残留邦人等の支援給付受給者は無料 ※2 最新の情報は市ホームページをご覧ください。

→ 地域包括支援センター

問 本 高齢者福祉課

介護サービスや高齢者福祉に関する相談は、各地域包括支援センターへ。

● **久喜中央地域包括支援センター(久喜西地区)**

市役所高齢者福祉課内 TEL 22-1111(代表)

● **久喜東地域包括支援センター(久喜東地区)**

久喜市社会福祉協議会内 TEL 23-8845

● **菖蒲地域包括支援センター(菖蒲地区)**

菖蒲行政センター 久喜市社会福祉協議会菖蒲支所内
TEL 85-8131

● **栗橋地域包括支援センター(栗橋地区)**

栗橋行政センター 久喜市社会福祉協議会栗橋支所内
TEL 52-7835

● **鷺宮地域包括支援センター(鷺宮地区)**

鷺宮行政センター 久喜市社会福祉協議会鷺宮支所内
TEL 58-9131

→ 高齢者福祉施設

● **高齢者福祉センター「いきいき温泉久喜」** TEL 22-7933

● **偕楽荘** TEL 21-0307

● **菖蒲老人福祉センター** TEL 85-1205

● **彩嘉園** TEL 85-7315

● **鷺宮福祉センター** TEL 58-6666



介護保険

問 本 介護保険課 家 福祉係

40歳以上の方が介護保険の被保険者になります。被保険者証は65歳になったときに交付されます。40歳以上65歳未満の方は、要介護認定を受けたときに被保険者証が交付されます。

→ 介護サービスの利用者

65歳以上の方で、

- 寝たきりや認知症などにより常に介護が必要な方(要介護状態)
- 常時の介護は必要としないが家事や身支度など日常生活に支援が必要な方(要支援状態)

40歳以上65歳未満の方で、

脳血管疾患や初老期認知症など介護保険で対象となる特定疾病が原因で、要介護・要支援状態の方

→ 介護サービスの利用方法

① **申請・訪問調査**

本人または家族等の申請により、調査員が本人の心身の状態について調査に伺います。

② **主治医意見書作成**

市から主治医に意見書の作成を依頼します。

③ **審査・認定**

介護認定審査会で、要介護度(介護が必要な度合い)を審査判定し、その結果を介護保険証に記入して本人に通知します。

次ページに続く →



④ケアマネジャー(介護支援専門員)選択

審査判定で要介護と認定された方は居宅介護支援事業所に、要支援1・2と認定された方は担当区域の地域包括支援センターに連絡をすると担当のケアマネジャーが決まります。

⑤介護サービス計画(ケアプラン)作成

本人や家族等の意見を踏まえ、ケアマネジャーがケアプランを作成します。

⑥サービス開始

ケアプランに基づいたサービスを受けます。利用者は受けた介護サービス費用の1割～3割を負担します。

➔ 利用できる介護サービス

在宅サービス

- 訪問介護
- 夜間対応型訪問介護(要介護の方のみ)
- 訪問入浴介護
- 訪問看護
- 訪問リハビリテーション
- 居宅療養管理指導
- 通所介護(デイサービス)
- 認知症対応型通所介護
- 通所リハビリテーション
- 短期入所介護(ショートステイ)
- 福祉用具貸与、購入
- 住宅改修
- (看護)小規模多機能型居宅介護
- 定期巡回・随時対応サービス(要介護の方のみ)など

施設・居住系サービス

- 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)
(原則として要介護3以上。ただし、やむを得ない事情がある場合は要介護1・2も可)
- 介護老人保健施設
- 介護付有料老人ホーム
- 認知症高齢者グループホーム(要支援2以上)
- ケアハウス
- サービス付高齢者住宅 など

※施設サービスは、要介護の方のみ

➔ 介護保険料

65歳以上の方の保険料は、介護保険事業計画において見込んだ介護保険の利用者の人数や介護サービスの量などを踏まえて基準額を決定します。この基準額を基に、所得等の状況に応じて保険料が決定します。

40歳以上65歳未満の方の保険料は、加入している健康保険により納めていただきます。

納付方法(65歳以上の方)

特別徴収

公的年金の受給額が年額18万円以上の方は、年金からの天引きにより納めていただきます。

普通徴収

特別徴収にならない方は、納付書や口座振替により納めていただきます。